

令和6年6月28日

札幌芸術の森クラフト工房

## 令和6年6月実施 木工房利用者との意見交換会議事録

### 1 開催概要

- (1) 日 時 令和6年6月28日（金）14:00～17:00
- (2) 場 所 札幌芸術の森陶工房ワークショップルーム
- (3) 出席者 利用者様：4名

札幌芸術の森：管理担当部長、創作普及課長、創作普及課工房係長、管理課業務係長、創作普及課工房係担当者、創作普及課木工房職員5名 計10名

### 2 議事録

冒頭に意見交換会の趣旨について説明

（以下、概要）

昨年度は、意見交換会を2度開催し運用改正を行ってきた。運用改正の内容は以下のとおり。

- ① 持ち込み物の置き帰りに関する取扱い
- ② 持込可能な部材と加工作業の整理
- ③ 施設利用内訳の明示（貸工房・講習会・休館日等の各月日数）
- ④ 大型製材機における作業代行の考え方の整理
- ⑤ 教育制度として大型製材安全講習会と、大型製材機技術講習（手押しかな盤、自動鉋盤）の実施
- ⑥ 職員配置体制の整理
- ⑦ 昼休憩の設定と木工房工房内の昼食の原則禁止（専用利用を除く）

今回の意見交換会では、解決に至っていない2つの事案を議題とした。

- ① 利用機会の公平性の観点から貸工房予約日数の考え方を提案
- ② 貸工房時間中の職員の作業についての提案

木工房では他の利用者と空間をシェアして、折り合いながら使っていく施設でありそのためのルールが必要。利用者お一人お一人のニーズを考慮しながらも、本来の利用目的や多くの方々の利便性を損なわないように注意する必要がある。また、木工房は、準備段階を含めて講習会の場としての活用もあるため、貸工房と折り合いをつける必要がある。この視点を皆様と共有しながら、今後の工房利用について考えていく場としたい。

#### ① 木工房の予約可能な日数について

貸工房では、ライフスタイルの異なる様々な方々にご利用いただきたいと考えています。また、他の利用者に影響があるような利用については、専用利用を促すことにより利用者間のトラブルが生じないようにしたいと考えています。

こうした状況への改善の障害となっているのが、利用予約日数に上限のない現在の予約ルールです。

このため、利用予約可能な日数を20日までとしたいと考えています。

今年度に予約方法を見直しました木工旋盤の予約と同様、20日を予約した方について、予約した日を1日過ぎるごとに、新たに1日予約を追加できるという考え方です。

#### 《課題・経緯》

- ・ 利用者数が多い時期に工作室が定員に達して予約できないことがこれまで何度もあった。お勤めをされている方の中には、直前にならないと利用予約することが困難な方がいる一方で、常連の利用者のなかには、1カ月の利用が月の半数の15日以上利用しているケースもあり、利用機会の公平性を欠いているのではないかとご意見をいただいていた。
- ・ サンダーの長時間使用による粉塵、揮発性塗料の使用による強い臭気は、他の利用者の工房利用に影響を与える場合があり、苦情となっている。他の利用者に著しい影響を与える工房利用は、専用利用を促したいが、受付開始後の一般予約により、専用利用を案内することが難しい状況。
- ・ 貸工房では2カ月先まで予約いただけるが、一度に予約可能な日数に上限がないこと、また、料金支払い前のキャンセルは、当日の申し出であってもキャンセル料が発生しないことから、とりあえず利用を予約し、都合が悪い日を後からキャンセルするという利用方法ができる運用となっている。

### 《対応の方向性・考え方》

- ・ 上記課題への対応方法として、昨年より利用回数に上限を設けるなどの提案を試みたが、合意を得られないことから、本年4月に運用を改めた木工旋盤の予約の考え方と同様の運用を工房予約においても採用し、利用回数ではなく予約日数に上限を設け、予約を消化した後には次の予約を行なえることにすることで、利用機会への配慮や専用利用日の確保を図りたい。

### [主な意見]

- ・ 自身の活動形態から、事前予約が難しい。直前の予約になりがちなので、空いている日が複数あったほうがよい。専用利用をしたい作業があっても、空き日がなかなか見つからない。ルール上は2か月前に利用予約しておき当日にキャンセルすることもできるが、それはしたくない。予約しやすい環境を整えるということで賛成。
- ・ 予約可能日数が15日だとしても当日の朝にあいていたら予約できるならよい。ネット予約ができれば予約しやすくなる。
- ・ 普通は何らかの上限があるはずで、制限がないことに驚いた。20日が妥当かわからないが、できるだけ多くの方が利用できるように検討するのは、公共施設として大事な姿勢だと思う。
- ・ 問題ないと思う。多くの方に公平に使ってもらうにはよい。支障があれば改善していくスタンスでよいのではないかな。

### [芸術の森]

- ・ 予約上限日数を20日で始めてみて、様子を見て日数を検討していけばよい。貸工房として提供できる日の月平均は約20日。このうちの約半数を1か月分の利用上限数として、2か月で20日を上限にしてはどうかという考え方。人によっては一定期間にまとめて作業を要するという場合も想像し、1か月に10日を上限とはしない考え。前の月にまとめて予約すると翌月に制限がかかり、全体として標準化されていくのではないかと考える。20日で始めて効果がなければ、再考したい。
- ・ 今後、利用者の間口を広めていくことを考えると、より多くの方が直前でも予約できる環境の方がよいと考える。
- ・ 本日は賛同の方ばかりだが、賛同されない方もいると思うので内部で検討していきたい。

## ② 貸工房時間中に職員が作業することについて（個人利用日、専用利用日）

貸工房が一般利用と専用利用のいずれの場合も、以下の条件を満たす場合は、貸工房時間中の職員の作業を可能にしたいと考えています。

- ・ 職員が作業を行っても、利用者の安全確保ができる職員体制であること  
（ケース1）職員3名体制で、利用者の安全監督や指導等の体制が確保できている場合に、職員1名が作業を行うことができる。  
（ケース2）職員2名体制であっても、利用者が1名の時、利用者の安全監督や指導等の体制が確保できている場合に、職員1名が作業を行うことができる。
- ・ 職員が作業することについて、当日の利用者全体に声掛けし、了解を得ていること
- ・ 工作室での作業の場合は、2台以上の工作台の空きスペースがあること

### 《課題・経緯》

- ・ 貸工房時間中の工房内での職員による作業は、試作品の制作も含め芸術の森主催の講習会の準備として捉えているが、いただいたご意見の中には貸工房時間は、専ら利用者だけが使用するべきで、職員の作業は夜間区分で対応していた時代もあったので、そうすべきではないかとのご意見があった。
- ・ 専用利用の工房利用料金が、1人あたりの利用料金300円に8台の工作台を掛けた2,400円であることから窺えるように、工作室を貸切しているとも考えられ、専用利用における職員の作業は、貸切利用している利用者の権利を侵害しているとのご意見があった。

### 《対応の方向性・考え方》

- ・ 木工房は貸工房施設である一方、講習会をはじめ市民に木材加工の普及を行う施設でもある。貸工房と主催事業の準備などが居合わせないように区分した運用とする場合、現在確保している講習会準備の日数では不足することから、新たに日数を確保しなければならない。この結果、貸工房で利用できる日数が減り、却って貸工房利用者の不利益になることが考えられることから、貸工房と講習会準備を厳密に分けた運用としない。
- ・ 10年以上前までは貸工房終了後に、残業により対応していた時代もあったが、加工機を使用する業務特性を考慮した場合、労働安全衛生の点からも残業時間ではなく正規労働時間のなかで対応すべきであると考えます。

- ・ いただいたご意見にある夜間区分時間に作業すべきではないかとのご意見には、貸工房は夜間利用もあることから、夜間利用のない日を選んで講習会準備を行うことは、講習会準備を不安定化させ余裕のない状況を招く恐れがある。
- ・ 本年4月の貸工房の運用改正においても示したように、貸工房にて利用者の監督や指導を旨とする職員の配置は工作室と機械加工室を合わせた各室1名の2名と定めたところ。貸工房利用者の監督や指導等の体制が確保され、利用者の優先が確保されていれば講習会の準備や試作品の制作のため、工作台を使用することに合理性が認められると考える。
- ・ 上記、議案①で示しているように、専用利用は団体による利用だけではなく、粉塵や臭気の影響への配慮としての一人利用も認めていることから、一人もしくは少数者による専用利用で工作台に余裕がある場合、職員が工作台を使用し、作業を行うことが利用者の権利の侵害には当たらないと考える。
- ・ 木工房では利用者一人に工作台1台と限定しているわけではなく、制作規模に応じて工作台の複数台の使用を認めている。貸工房時間中の利用の優先は、あくまで工房利用者であることを踏まえ、職員が貸工房時間中に工作台などで作業を行う場合、利用者全体に声掛けし、利用者の作業スペースや加工機の使用機会を奪わないよう努めなければならない。午前中に作業できても、午後から利用者が複数の作業台を使用するなどして使用できなくなる恐れもあるので、工作台は2台以上の余裕がある場合に限定する。

#### [主な意見]

- ・ お客様の安全を確保しつつ、職員が作業できる状況を作るのは職員にもお客様にもよいと考える
- ・ 近年の講習会はレベルが上がり、参加したいと思うものがある。講習会に向けては職員が自分たちで試してみないとわからないことがあると思う。貸工房利用中に困ったことがあれば自分で職員に聞くこともできる。
- ・ 貸工房時間中に講習会準備をすることは問題ない。働き方改革の時代であり、夜、疲れた状態で講習会の準備をするのではなく、昼間に行った方がよい。作業に没頭して利用者に対応しないのは問題だが、そうはなっていない。
- ・ 職員の立場を考えると、講習会参加加者のための業務も芸森の業務であるので、貸工房利用者だけに偏らず、貸す側、借りる側双方がという考えで、折り合いをつけなければならないのではと思う。

#### [芸術の森]

- ・ 職員は、利用者の妨げにならないよう、また、利用者に怪我がないように作業や安全状況を確認し、場合により利用者に声掛けして作業を行うようにして、

そうした折り合いの中でお互いが認め合っていければよいのではないかと考える。

- ・ 貸工房利用者の中には専用利用とは工作台の貸し切りだと考えて、職員が作業するのは利用者の権利を侵害しているという意見もあるが、職員の作業によって利用したい工作台や加工機が使用できないのであれば権利侵害になるかもしれないが、そうでなければ該当しないと考える。
- ・ 講習会の準備の時間も含め、勤務時間内で納めていくべきと考えている。

### ③ 事前アンケート、当日寄せられたご意見

#### 【夜間区分の利用時間について】

##### [意見]

- ・ 夜間を無人の状態で使用させるべきではないと思うが、夜間利用にある程度ニーズがあることは理解している。ただ、世の中の的には 23 時は無謀であり社会とかけはなれている。19 時とか 20 時など常識的な時間がよいのではないか。
- ・ 期限までの追い込み制作にはある程度の時間が必要な人もいるだろうから、大幅な短縮は難しいだろう。23 時まで使用する人は少ないだろうから、短くすることもできるしそのままでもいいという考え方もある。
- ・ 夜間利用は 21 時くらいでよいのではないか。仕事が終わった後に作業をするなら 1 時間くらい。カルチャーセンターなら 20 時 30 分頃までか、交通機関での移動を考慮すれば 21 時程度か。時間が短いと思えば段取りをつけて作業することにもなるのではないか。
- ・ 23 時は大袈裟に思う。原則、21 時までにして、どうしても遅くなる人は申告するという方法はどうか。

##### [芸術の森]

- ・ 夜間区分の利用をサポートする職員不在の状況を、安全性の観点から疑問視する声はあるものの、管理コストの点から職員配置は行っていない。管理体制としては、常駐警備員 2 名が対応している状況。このため、夜間利用時においては、設備異常や故障があっても対応できる管理体制となっていないため、園内他施設の状況もあわせ、不安な管理体制となっている。
- ・ 施設運営を下支えする従事者の負担感も考慮に入れサービスの継続性について検討する必要があると考えている。また、本市においても懸念される人

口減、さらに公共交通機関のこの地域における将来的なサービスの縮小なども念頭に置いたとき、郊外に立地する施設の利用時間が 23 時までで適切なのかという疑問もある。日中、お勤めされている方々の要望も含め、利用者ニーズを捉えながら、実態に合った適切な時間帯を探り、今後の工房運営のあり方を検討したいと考え、アンケートを徴取させていただいた。

### 【将来的な改修工事について】

#### [意見]

- ・ 改修工事はいつ頃か
- ・ 積雪対策を考えられた設計になっているのか
- ・ 塗装の工程まで含めて木工だと思っているので、塗装室を設けてほしい。

#### [芸術の森]

- ・ 改修工事は、芸術の森において段階的に進められる予定であるが、実施時期については変動要素があるため、予定時期については明言しない。しかし、実施期間については 8 か月程度見込んでおり、この場合、一般的な施設に比べ、備付設備に特殊性のある工房は、代替施設の確保に困難が予想される。利用者の活動に大きな影響を与えることが想定されるため、この影響を調査するためアンケートを徴取した。
- ・ 現状は、同一の設備環境を用意することは難しいかもしれないが、講習会なども含めた代替場所が用意できるか可能性を探っている状況。ご利用の方にご不便をおかけすることになるので、休館期間については直前にならないよう、然るべきタイミングでお知らせしていく。
- ・ 改修工事は、改築工事ではなく基本的には現状の建物を生かし、給排水設備や空調設備の更新を主な内容とするため、現状の屋根構造を変更しようとするのが工事対象とできるかについてはわからない。しかし、屋根からの落雪が工房利用に支障をきたしている状況については承知しており、改修工事を機会に対応できないか窓口となる部局に申入れを行っていききたい。
- ・ 塗装室について、改修工事は現状の建物構造を基本とするので、想定に含まれていないと思う。

### 【貸工房の利用料金について】

#### [意見]

- ・ 利用料金 300 円は安すぎる。木工房の利用者は市民のごく一部だと思う。公

共施設は受益者負担の原則があるにもかかわらず、一部の人のための安価な料金設定は無理があるのではないか。非常に安く使わせていただいているので、今よりも高くするのはやむを得ないと思う。

#### [芸術の森]

- ・ 一定程度、利用者による受益者負担をするべきだと考えは持っているが、著しい利用料金の変動は与える影響も大きいことから、長期的な視点で進めていく必要があると思う。芸術の森の利用料金は長らく改定が行われていないことから、現在、料金見直しについて検討を行っているところ。

#### 【工房内の環境について】

##### [意見]

- ・ 木工房内に照明の暗い場所がある。

#### [芸術の森]

作業場所、特にベルトサンダー付近の照明が暗いというご意見を頂戴している。照度については必要な基準に達しているが、利用時間帯やご利用の方によって状況や捉え方が異なる場合があるため、不足があれば照明器具を見直したい。

#### 【傷害保険について】

##### [意見]

- ・ 安全教育のための講習会などを受講し、どんなにキャリアを積んでも怪我する可能性はある。貸工房中の事故や怪我に対して、例えば、利用料金に保険料を加算して事故による怪我に備えるという仕組みを検討してはどうか。

#### [芸術の森]

- ・ 芸術の森では園全体に施設賠償保険をかけているが、これは施設側の瑕疵がある場合に適用になるもの。利用者の不注意などに対して、施設側の責任を保険によって賠償するものではないので、こうした場合の保険について検討の必要性はあるかもしれない。

以上をもちまして、意見交換会を終了いたします。

本日は、誠にありがとうございました。